

## ソーラーシェアリングを導入される方のためのご案内(訂正)

HPへ戻る

<http://www.d3.dion.ne.jp/~higashi9/sola1.htm>

2013/5/27  
CHO技術研究所

2013年4月1日 ソーラーシェアリング導入に関する農水省の指針が出ました。

長島 彬

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/noukei/pdf/130401-01.pdf>

この指針に沿って導入計画を作り合格すればソーラーシェアリングを実施出来ることになりました。

下記はその要約です(誤解がある場合がありますので許可権者に確認してください)

**基本：ソーラーシェアリングを行うための架台の柱部分を一時転用とみなし、現行法のまま許可権者を県知事又は農林水産大臣として、下記要項を満たす条件で認める事にす**

要項1 転用は一時転用扱いとして導入計画により認可し、3年ごとに実施形態を審査し見直す。

要項2 支柱は簡易な構造で、技術的、金銭的に撤去が担保された計画であること。

要項3 営農の継続が担保されるとともに、作物の生産に配慮された遮光率と農耕機械等の利用可能な空間が確保されている計画であること。

要項4 3年ごとの継続審査は総合的な判断で行われること。

生産状況は毎年報告し必要な知見を有する者の確認を受けること 高品質化

**減収率:周辺平均的反収の20%減以内 (品種選択、品種改良可)**

適切な営農が継続出来ない(生産量、品質)ときは改善措置を行うこと。

適切な営農に復帰改善出来ないときは発電を廃止報告し撤去すること。

要項5 許可するとき許可交付文書内に許可内容に違反したときの是正措置命令を発するむねの文言をあらかじめ記しておくこと。(許可権者への注意)

要項6 転用許可申請書に加えるべき添付書

設計図、農地の営農計画書、

影響に関するデータ又は必要な知見を有する者

(普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等の意見書)

設置者が農家でないときは撤去費用の合意を証す書類

要項7 周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないこと

留意事項：農業委員会は適宜に観察して指導する。

ソーラーシェアリング導入時に収入を減ずる作物転換等をするのがないようにする。

設置者と営農者が異なる場合は民法上の契約を正しく行われていることが前提。

**ソーラーシェアリングの導入は経済的な効果だけでなく下記のメリットもあります**

大型農機の作業が少ししくなるデメリットと正しく比較をされてご判断ください。

### 1. 5mおきの支柱があること

- ・支柱を基準にした農機の高精度の自動運転が出来る可能性が高い。
- ・支柱を利用して防虫網や妨鳥網、害獣防護柵の設置が容易になること。
- ・支柱があるので監視カメラを取り付け作物の状況が自宅から常時監視可能になること。

### 2. 架台の上に設置される太陽光発電パネルによって遮光される効果

- ・太陽光を制限するので湿度が維持でき微生物の活動を助け良い土を作りやすい環境になる。
- ・太陽光を制限するので作物の旬の期間を長くすることができる。
- ・太陽光を制限するので酷暑による米の白化が防止できる。
- ・太陽光を制限するので完熟になる速さを遅くし完熟品出荷がしやすくなる。
- ・太陽光を制限するので日照りに強い有害な雑草を減らして除草が容易になり鋤コミも効果的になる。
- ・太陽光を制限するので夏の農作業が楽になる。
- ・過度な太陽光を制限するので農作業による日焼けや老化防止に効果がある。
- ・太陽光を制限するので水の蒸散が減少し灌漑用水が節約できる。
- ・太陽光を制限するのでトラクターキャビン内の温度が下がりエアコン使用を減らせる。

以上の効果を実現するために

## 推奨するソーラーシェアリングとは

※ 遮光率の定義からパネルの傾斜角を除去して単純化しました。その代わりに遮光率の限界数値を37%から32%に下げました。傾斜角20度では同じ遮光率になります  
(変更理由は、傾斜角が変化しても基本の遮光率を誰もが目視確認できることを重視)

① 控えめな遮光率: 空中のパネル面積 ÷ 架台設置面積で32%以下に

架台設置面積とは空中に展開する部材の外郭面積をいい、5mの単管を用いたら25m<sup>2</sup>

例: 1. 1.8m × 0.368のパネルを25m<sup>2</sup>に18枚展開すれば

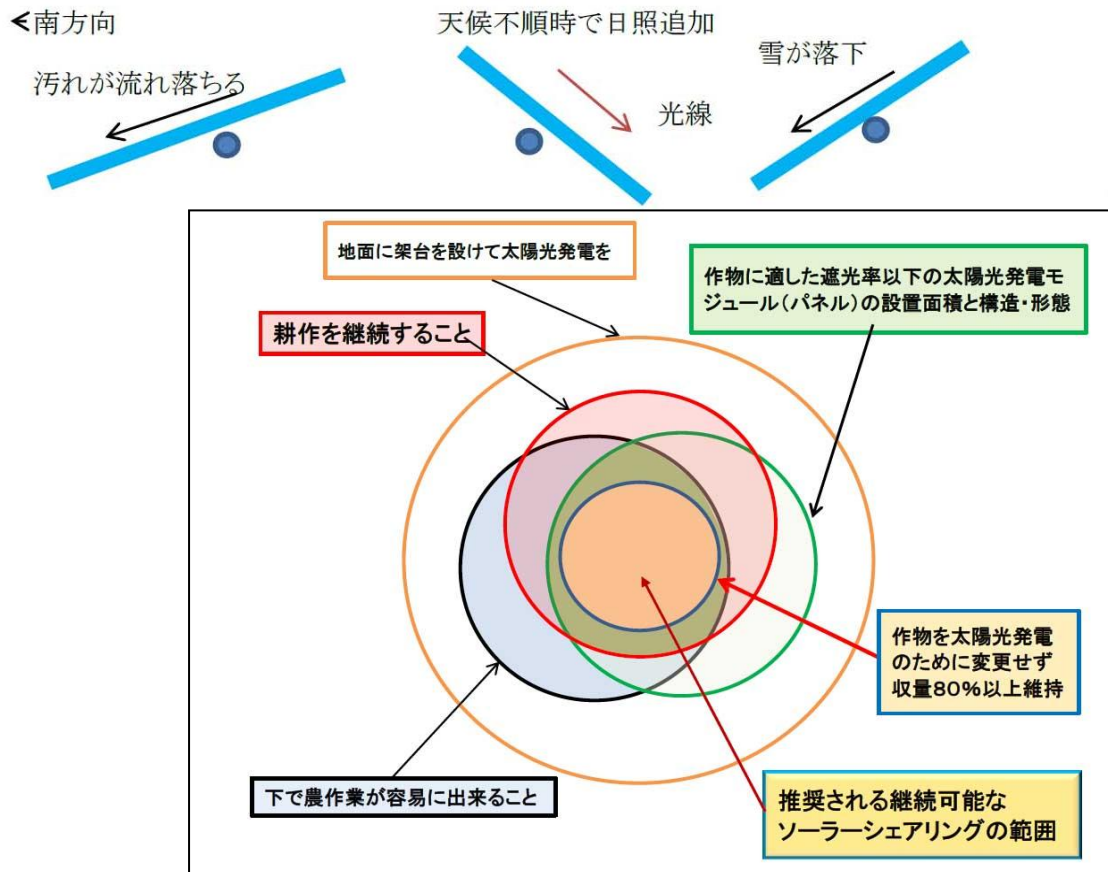
横	縦	面積	枚数	合計面積	架台設置面積	遮光率
1.18	0.368	0.434	18	7.816	25	31.3%

② パネルを単管にに取り付け回転可能に設置すること

巨大台風襲来の際に水平にして被害を最小限に出来る  
天候不順時には作物に日が当たるよう傾斜角度を選べること  
積雪被害を無くすために傾斜を強めることが出来る

※ パネルが回転出来ない構造で水平気味に設置したときは表面の自動洗浄性が著しく落ちます

※ 遮光率にもご注意ください (作物に適していない理由で農業委員会等から撤去命令がでる可能性があります)



参考: 導入手順概略(業者に依頼しない場合)

1. 使用する太陽光発電設備と農地の耕作計画を勘案して導入計画仕様を決める
2. 農業委員会に計画仕様の承認を得る 所定の申請用紙等の問い合わせ
3. 資金計画を確定する 担保設定し出来るだけ低金利の融資を受ける
4. 系統電力との連結の費用を電力会社と打合せ確定する 費用確認
5. 経産省に申請、計画の認定を受ける
6. ①～⑤までが済んだ後に発注契約を行い納期を確認。組立完成
7. 売電契約と電力会社の最終検査 売電開始 **※要耕作後継者の確保**